

## 地域包括支援センター運営協議会の役割について

### 1. 地域包括支援センター運営協議会の設置目的及び役割

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ

センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであって、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。

地域包括支援センターの設置運営について  
(平成 18 年 10 月 18 日厚生労働省通知)

(問 2 4) 運営協議会の位置づけ及び市町村との関係如何。

(答)

1. センターの設置・変更・廃止などに関する最終的な決定は市町村が行うものであり運営協議会は、市町村がこうした決定を行うに際して、センターの円滑かつ適正な運営を図るため、事業者・職能団体や被保険者などから意見を聴取する「場」である。
2. すなわち、運営協議会は、実際に行政の執行権限を持ち、自ら決定するような機関というものではなく、市町村の適切な意思決定に関与するものである。

厚生労働省 Q&A より

- (1) 市町村が地域包括支援センターを設置した際に、介護保険法に基づき原則として市町村に 1 つ設置が義務付けられている組織
- (2) 地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、事業者・職能団体や被保険者などから意見を徴収する「場」
- (3) (2) の目的を達するため、委員は事業者・職能団体・被保険者から選出される

### 2. 会議の公開等

協議会の会議は、原則公開とする。ただし、個人情報等に関する事項を審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

狛江市地域包括支援センター運営協議会設置規則第 7 条

以上の規定は、会議録及び資料等も同様の扱いとし、個人情報等が記載された会議録及び資料については、その全部又は一部を非公開とする。

### 3. 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務について

地域包括支援センター運営協議会の所掌事務			分類番号			
A	地域包括支援センターの設置等に関すること	①	圏域の設定	A-①		
		②	業務の法人への委託	A-②		
		③	業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施	A-③		
		④	第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援を委託できる居宅介護支援事業所の選定	A-④		
		⑤	公正・中立性の確保に関すること	A-⑤		
B	地域包括支援センターの行う業務の方針に関すること	①	市町村が示すこととされている、地域包括支援センターが行うに係る方針が適切かどうか市町村に対して意見を述べるものとする	B-①		
C	地域包括支援センターの運営に関すること	①	運営全体に関するもの	ア	組織・運営体制 ○センターの人員体制が業務に関して適切なものとなっているかどうか ○職員間、専門職間の連携が効率的に行われているか ○担当圏域における高齢者のニーズ把握を行っているか	C-①-ア
				イ	個人情報の保護 ○責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか	C-①-イ
				ウ	利用者満足の上 ○適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ○安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか	C-①-ウ
				エ	公平性・中立性の確保 ○公平性・中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか	C-①-エ
		②	個別の業務に関するもの	ア	総合相談支援業務 ○相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか	C-②-ア
				イ	権利擁護業務 ○成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか	C-②-イ
				ウ	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ○地域ケア会議の運営方針について職員間で共有ができているか ○介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか	C-②-ウ
				エ	介護予防に係るケアマネジメント ○多様な地域の資源がケアプランに位置付けられているか	C-②-エ
				オ	市町村事業との連携 ○在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか	C-②-オ
				D	地域包括支援センターの職員の確保に関すること。	①
E	その他の地域包括ケアに関すること	①	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う	E-①		

一般財団法人 長寿社会開発センター『地域包括支援センター運営マニュアル2訂』51P（一部改変）

#### 【具体例】

##### A. 地域包括支援センターの設置に関すること

- 圏域内人口に応じた、3職種の人員に関すること（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ第3項）
- 地域包括支援センター新設の際の委託先事業所の選定は適切・校正・中立かの判断
- 地域包括支援センターの居宅介護支援事業所委託先の選定は適切・校正・中立かの判断

## B. 地域包括支援センターの行う業務の方針に関すること

○地域包括支援センター運営方針が適切か否かに関して以下の9項目を参考に提言を行うこと

- 一 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 二 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 三 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 四 第一号介護予防支援事業の実施方針
- 五 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針
- 六 法第百十五条の四十八第一項に規定する会議の運営方針
- 七 当該市町村との連携方針
- 八 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 九 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

介護保険法施行規則第140条の67の2

## C. 地域包括支援センターの運営に関すること

○地域包括支援センターの居宅介護支援事業所委託先の一覧を審議すること（自法人への委託が多いなどすることで利用者の利便性や利益を害していないかなど）

○地域包括支援センター実績報告書を審議すること（適切にデータの集計が行われているかなど）

## D. 地域包括支援センターの職員の確保に関すること

○地域包括支援センターに必要な職員体制を協議し、確保が困難な場合は委員の所属する業界団体などから派遣等の協力を行うこと

## E. その他地域包括ケアに関すること

○「地域包括ケアの基盤整備」や「地域の関係者間のネットワーク構築」を実現するため、委員それぞれが事業者・団体・個人として何ができるか、何が必要かを考え、主体的な活動につなげること

○地域包括支援ネットワークの構築のため、地域ケア会議が必要な内容・頻度・開催範囲で開催されるよう協力・支援すること

#### 4. 地域包括支援センター運営協議会年間予定について

		市	地域包括支援センター	運営協議会委員	
4月	上旬		報告書類の提出	所掌事務一覧表に 応じた議題の提案	<p>主な議題 議題(1) 地域包括支援センター事業報告書の審議 (所掌事務b-①-イ) 議題(2) 地域包括支援センター収支決算書の審議 (所掌事務b-①-イ) 議題(3) 居宅介護支援事業所の一覧についての承認 (所掌事務a-②) その他、包括及び委員からの求めに応じて、議題を追加する。</p>
	下旬				
5月	上旬	開催日程の決定及び報告			
	下旬	資料作成			
6月	上旬	資料送付			
	下旬	第1回地域包括支援センター運営協議会			
7月	上旬		所掌事務一覧表に 応じた議題の提案	所掌事務一覧表に 応じた議題の提案	
	下旬				
8月	上旬	開催日程の決定及び報告			
	下旬	資料作成			
9月	上旬	資料送付			
	下旬	第2回地域包括支援センター運営協議会			
10月	上旬		所掌事務一覧表に 応じた議題の提案	所掌事務一覧表に 応じた議題の提案	
	下旬				
11月	上旬	開催日程の決定及び報告			
	下旬	資料作成			
12月	上旬	資料送付			
	下旬	第3回地域包括支援センター運営協議会			
1月	上旬		運営方針(案)の 担当箇所の記載	所掌事務一覧表に 応じた議題の提案	
	下旬				
2月	上旬	開催日程の決定及び報告			
	下旬	資料作成			
3月	上旬	資料送付			
	下旬	第4回地域包括支援センター運営協議会			
<p>主な議題 なし その他、包括及び委員からの求めに応じて、議題を追加する他、地域ケア会議、幹事会、地域課題検討会議などから抽出された議題があれば、市より(所掌事務d)として提案する。</p>					
<p>主な議題 なし その他、包括及び委員からの求めに応じて、議題を追加する他、地域ケア会議、幹事会、地域課題検討会議などから抽出された議題があれば、市より(所掌事務d)として提案する。</p>					
<p>主な議題 議題(1) 地域包括支援センター運営方針の審議(所掌事務b-①-イ) 議題(2) 地域包括支援センター収支予算書の審議(所掌事務b-①-イ) その他、包括及び委員からの求めに応じて、議題を追加する。</p>					

#### 5. これまでの地域包括支援センター運営協議会の実績について

平成27年5月	狛江市長より、「高齢化の更なる進展を見据えた地域包括支援センターの体制について」 諮問を受ける。
平成27年12月	参考資料2-1のとおり答申。答申により、あいとぴあ地域包括支援センターの機能強化型 への移行するとともに、他の2包括の委託料が増加した。
平成30年7月	狛江市副市長(狛江市長職務代理)より、「地域包括支援センターにおける包括的相談支援 体制の構築について」諮問を受ける。
平成31年3月	参考資料2-2のとおり答申。答申を受け、包括的相談支援体制の構築については見送られ る。
令和元年7月	狛江市長より、「地域包括支援センターが複合的な課題へ円滑に対応するために必要な体 制の構築について」諮問を受ける。
令和元年12月	参考資料2-3のとおり答申。答申を受け、3包括への精神保健福祉士の配置が決定され る。
令和3年4月	3包括に精神保健福祉士が配置される。あいとぴあ地域包括支援センターの機能強化型の 廃止。